

## 第13号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成30年品川区条例第6号)

の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「次に掲げる団体」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- (2) 公益社団法人品川区シルバー人材センター
- (3) 公益財団法人品川文化振興事業団
- (4) 公益財団法人品川区国際友好協会
- (5) 公益財団法人品川区スポーツ協会
- (6) 社会福祉法人品川区社会福祉協議会

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 公益社団法人品川区シルバー人材センター、公益財団法人品川文化振興事業団、公益財団法人品川区国際友好協会、公益財団法人品川区スポーツ協会および社会福祉法人品川区社会福祉協議会に職員を派遣することに関して

必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき職員を派遣することができる団体を追加する必要がある。